

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（抄）

附 則

（構造改革特別区域法の一部改正）

第十九条 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第一号中「結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第四条第一項」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十三条の二第一項」に改める。